

議案第 86 号

飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 42 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の 3 中「次に掲げる職員」を「自ら居住するための住宅（貸間を含む。）を借り受け、市長の定める額を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員で市長の定めるもの以外の職員」に改め、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、改正前の飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第 5 条の 3 の規定により住居手当を支給されていた職員（同条第 2 号に掲げる職員に該当する職員に限る。）であって、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（これに準ずるものとして、市長の定めるものを含む。）に居住しているもののうち世帯主であるものについては、同条の規定は、施行日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、なおその効力を有する。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

令和元年 11 月 29 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(住居手当)</p> <p>第5条の3 <u>住居手当は、自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、市長の定める額を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員で市長の定めるもの以外の職員に支給する。</u></p>	<p>(住居手当)</p> <p>第5条の3 住居手当は、<u>次に掲げる職員に支給する。</u></p> <p>(1) <u>自ら居住するための住宅(貸間を含む。)を借り受け、市長の定める額を超える家賃(使用料を含む。)を支払っている職員で市長の定めるもの以外の職員</u></p> <p>(2) <u>その所有に係る住宅(これに準ずるものとして、市長の定めるものを含む。)に居住している職員で世帯主であるもの</u></p>